

国立大学法人の役員報酬規程及び役員退職手当規程の改正について

【役員報酬規程関係】(5法人)

1 役員報酬額の改正について

常勤役員の本給表及び適用範囲を定めるとともに、これを超える場合には経営協議会の議を経て決定することとする改正

1 法人において変更(埼玉大学)

非常勤役員の報酬について、日額制、月額制及び年額制など弾力的に決定することとする改正

1 法人において変更(東京大学)

2 国立大学法人評価委員会の審議における主な論点等への対応状況について

役員報酬について、経営協議会の議を経て決定することとする改正

2 法人において変更(埼玉大学、東京農工大学)

役員俸給表の適用範囲の明確化

1 法人において変更(東京農工大学)

国立大学法人評価委員会の業績評価以外の評価要素の追加

1 法人において変更(東京学芸大学)

3 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更

寒冷地手当の支給方法について、一括支給から月単位支給への改正

1 法人において変更(福島大学)

通勤手当の支給方法について、月単位支給から一括支給への改正

1 法人において変更(東京大学)

【役員退職手当規程関係】(4法人)

評価に関する整備等に係る改正について

評価要素の追加並びに評価について、経営協議会の議を経て決定することとする改正

1 法人において変更(埼玉大学)

評価要素の追加

1 法人において変更(東京学芸大学)

評価について、業績勘案率の範囲の設定並びに経営協議会の議を経て決定することとする改正及び職員の在職期間を有する者の算出方法の明確化

1 法人において変更(東京農工大学)

新たな職(特任教員)を設けたことに伴う通算関係の改正

1 法人において変更(兵庫教育大学)

役員報酬規程新旧対照表

埼玉大学

改正後	改正前																		
<p>(役員の報酬) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員については、<u>経営協議会の議を経て、学長が別に定める額とする。</u></p> <p>(本給) 第7条 常勤の役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">本給月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">573,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">636,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">704,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">783,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">843,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">906,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">991,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">1,069,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 常勤の役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で、<u>経営協議会の議を経て、学長が決定する。</u></p> <p>(1) 学長 8号給 (2) 理事 4号給以上6号給以内 (3) 監事 4号給以内</p> <p>3 学長は、常勤の役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合には、<u>経営協議会の議を経て、前項第2号及び第3号の範囲を超えて号給を決定することができる。</u></p> <p>(期末特別手当) 第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額に調整手当の月額を加えた額、本給月額に調整手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、<u>次に掲げる期別支給割合及び在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</u>ただし、学長が、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合には<u>経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</u></p>	号給	本給月額(円)	1	573,000	2	636,000	3	704,000	4	783,000	5	843,000	6	906,000	7	991,000	8	1,069,000	<p>(役員の報酬) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員については、学長が別に定める額とする。</p> <p>(本給) 第7条 常勤の役員の本給月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学長 1,069,000 (2) 理事 906,000 (3) 監事 843,000</p> <p>(期末特別手当) 第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給月額に調整手当の月額を加えた額、本給月額に調整手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、<u>別に定める期別支給割合及び在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</u>ただし、学長が、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、<u>当該役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</u></p>
号給	本給月額(円)																		
1	573,000																		
2	636,000																		
3	704,000																		
4	783,000																		
5	843,000																		
6	906,000																		
7	991,000																		
8	1,069,000																		

期別支給割合

<u>基準日</u>	<u>支給割合</u>
<u>6月1日</u>	<u>160/100</u>
<u>12月1日</u>	<u>170/100</u>

在職期間別割合

<u>在職期間</u>	<u>割合</u>
<u>6箇月</u>	<u>100/100</u>
<u>5箇月以上6箇月未満</u>	<u>80/100</u>
<u>3箇月以上5箇月未満</u>	<u>60/100</u>
<u>3箇月未満</u>	<u>30/100</u>

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

役員報酬規程新旧対照表

東京大学

改正後	改正前				
<p>(給与の支給)</p> <p>第3条 俸給、都市手当、単身赴任手当及び副学長手当は、毎月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。</p> <p><u>2 通勤手当は、別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日に支給する。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 賞与は、夏季及び冬季に支給する。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、教職員給与規則の定めるところによる。</p> <p>3 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤の役員の非常勤役員手当額は、<u>総長が個別に決定する。</u></p> <p>2 非常勤役員手当の支給定日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 月額の場合 毎月17日</p> <p>(2) 日額の場合 翌月17日</p> <p>(3) 年額の場合 別に定める日</p> <p><u>3 第3条第1項ただし書の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>4 月額又は年額で支給する非常勤役員手当については、前条の規定を準用する。この場合において、「俸給及び都市手当」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、平成17年6月24日から施行する。</u></p> <p>(非常勤役員手当に係る経過措置)</p> <p><u>2 この規則の施行日の前日から引き続く非常勤役員 については、第11条の規定にかかわらず、改正前の規定により非常勤役員手当額を支給することができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第3条 俸給、都市手当、<u>通勤手当</u>、単身赴任手当及び副学長手当は、毎月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。</p> <p>2 賞与は、夏季及び冬季に支給する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 通勤手当の<u>月額</u>は、教職員給与規則の定めるところによる。</p> <p>3 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤の役員の非常勤役員手当額は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 非常勤役員手当は、<u>翌月の17日に支給する。この場合において、第3条第1項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">別表第3(第11条第1項関係) 非常勤役員手当額表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象役員</td> <td style="padding: 5px;">非常勤役員手当額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常勤役員</td> <td style="padding: 5px;">日額 33,000円</td> </tr> </table>	対象役員	非常勤役員手当額	非常勤役員	日額 33,000円
対象役員	非常勤役員手当額				
非常勤役員	日額 33,000円				

役員報酬規程新旧対照表

東京農工大学

改正後	改正前																																																								
<p>(俸給) 第6条 略</p> <p>2 常勤役員の号俸は、<u>次の各号に定める号俸を上限として、経営協議会の議を経て、学長が決定する。</u></p> <p>一 学長 8号俸</p> <p>二 理事 6号俸</p> <p>三 監事 4号俸</p> <p>3 <u>学長は、常勤役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、経営協議会の議を経て、前項各号に掲げる号俸の上限を超えて号俸を決定することができる。</u></p> <p>(期末特別手当) 第9条 略</p> <p>6 第2項の規定による期末特別手当の額は、その者の業績に応じ、<u>経営協議会の議を経て、100分の10の範囲で、これを増額し、又は減額することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (17経教 規程第33号)</u></p> <p><u>この規程は、平成17年6月21日から施行する。</u></p> <p>〈参考〉 別表(第6条関係) 役員俸給表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号俸</th> <th style="width: 85%;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr><td>1</td><td>573, 000</td></tr> <tr><td>2</td><td>636, 000</td></tr> <tr><td>3</td><td>704, 000</td></tr> <tr><td>4</td><td>783, 000</td></tr> <tr><td>5</td><td>843, 000</td></tr> <tr><td>6</td><td>906, 000</td></tr> <tr><td>7</td><td>991, 000</td></tr> <tr><td>8</td><td>1, 069, 000</td></tr> <tr><td>9</td><td>1, 146, 000</td></tr> <tr><td>10</td><td>1, 227, 000</td></tr> <tr><td>11</td><td>1, 301, 000</td></tr> <tr><td>12</td><td>1, 328, 000</td></tr> </tbody> </table>	号俸	俸給月額		円	1	573, 000	2	636, 000	3	704, 000	4	783, 000	5	843, 000	6	906, 000	7	991, 000	8	1, 069, 000	9	1, 146, 000	10	1, 227, 000	11	1, 301, 000	12	1, 328, 000	<p>(俸給) 第6条 略</p> <p>2 常勤役員の号俸は、<u>役員の職務の困難度、実績等を勘案して、経営協議会の議を経て、学長が決定する。</u></p> <p>(期末特別手当) 第9条 略</p> <p>6 第2項の規定による期末特別手当の額は、その者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>〈参考〉 別表(第6条関係) 役員俸給表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号俸</th> <th style="width: 85%;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr><td>1</td><td>573, 000</td></tr> <tr><td>2</td><td>636, 000</td></tr> <tr><td>3</td><td>704, 000</td></tr> <tr><td>4</td><td>783, 000</td></tr> <tr><td>5</td><td>843, 000</td></tr> <tr><td>6</td><td>906, 000</td></tr> <tr><td>7</td><td>991, 000</td></tr> <tr><td>8</td><td>1, 069, 000</td></tr> <tr><td>9</td><td>1, 146, 000</td></tr> <tr><td>10</td><td>1, 227, 000</td></tr> <tr><td>11</td><td>1, 301, 000</td></tr> <tr><td>12</td><td>1, 328, 000</td></tr> </tbody> </table>	号俸	俸給月額		円	1	573, 000	2	636, 000	3	704, 000	4	783, 000	5	843, 000	6	906, 000	7	991, 000	8	1, 069, 000	9	1, 146, 000	10	1, 227, 000	11	1, 301, 000	12	1, 328, 000
号俸	俸給月額																																																								
	円																																																								
1	573, 000																																																								
2	636, 000																																																								
3	704, 000																																																								
4	783, 000																																																								
5	843, 000																																																								
6	906, 000																																																								
7	991, 000																																																								
8	1, 069, 000																																																								
9	1, 146, 000																																																								
10	1, 227, 000																																																								
11	1, 301, 000																																																								
12	1, 328, 000																																																								
号俸	俸給月額																																																								
	円																																																								
1	573, 000																																																								
2	636, 000																																																								
3	704, 000																																																								
4	783, 000																																																								
5	843, 000																																																								
6	906, 000																																																								
7	991, 000																																																								
8	1, 069, 000																																																								
9	1, 146, 000																																																								
10	1, 227, 000																																																								
11	1, 301, 000																																																								
12	1, 328, 000																																																								

役員報酬規程新旧対照表

東京学芸大学

改正後	改正前
<p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(期末特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</p>

役員報酬規程新旧対照表

福島大学

改正後	改正前
<p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与(通勤手当、期末特別手当を除く。)は、毎月17日に、<u>寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の月額</u>の全額を毎月17日に、支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成17年6月20日から施行する。</u></p>	<p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与(通勤手当、期末特別手当<u>及び寒冷地手当</u>を除く。)は、毎月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p>

役員退職手当規程新旧対照表

埼玉大学

改正後	改正前
<p>(退職手当の額) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、<u>学長が、役員としての在職期間における文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果、その者の業績を勘案して必要と認める場合には、経営協議会の議を経てこれを増額し、又は減額することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規則は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p>

役員退職手当規程新旧対照表

東京学芸大学

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等に応じて、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果に応じて、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p>

役員退職手当規程新旧対照表

東京農工大学

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第8条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、当該役職別期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 役員として引き続いた在職期間を国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率</p> <p>二 役員としての在職期間1月につき、100分の12.5の割合を乗じて得た支給率に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た支給率</p> <p>附 則(17経教規程第32号) この規程は、平成17年6月21日から施行する。</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第5条第1項及び第8条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員として引き続いた在職期間を国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p>

役員退職手当規程新旧対照表

兵庫教育大学

改正後	改正前
<p>(教職員との在職期間の通算)</p> <p>第5条 役員が、引き続いて教職員(特任教員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成17年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(教職員との在職期間の通算)</p> <p>第5条 役員が、引き続いて教職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p>